

NAGOYA 都心会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会議は、NAGOYA 都心会議（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、名古屋都心部に焦点を当てた産官学民連携のプラットフォームとして、国内外から選ばれる都市の実現を図り、都市活力の向上と地域経済の持続的発展に寄与するとともに、国土の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、名古屋都心部において次の活動を行う。

- (1) 名古屋都心部のビジョンや成長戦略の策定
- (2) ビジョンや成長戦略に基づく個別プロジェクトの構築・推進
- (3) (1)～(2)の普及に向けた情報発信
- (4) (1)～(3)の活動に関わる各種団体等との連携促進・調整
- (5) その他、本会議の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員等

(種別)

第4条 本会議は、本会議の目的及び活動の趣旨に賛同する、次の種別の会員等をもって構成する。

- (1) 正会員
本会議の活動を、応分の負担をしつつ、積極的に推進する者
- (2) 賛助会員
本会議の活動を、一定の負担をしつつ、支援し協力する者
- (3) 特別会員
本会議の活動を行政、学術等の立場から支援する者であって、原則として、本会議の依頼に基づき加入する行政機関、公的機関、教育・研究機関、経済団体等とする
- (4) サポーター会員
本会議の活動に対して、各々の強みを活かして連携する者であって、原則として、本会議の依頼に基づき加入するエリアマネジメント団体、学生プラットフォーム等とする
- (5) オブザーバー
本会議の趣旨に賛同し、地域の意見等を本会議に伝える者

2 前項とは別に、本会議の趣旨に賛同し、活動を支援する大学生や市民等の個人を、個人サポーターとして置くことができる。

3 この規約に定める以外の会員等に関する規定は、必要に応じて幹事会で別に定める。

(入会)

第5条 本会議に入会を希望する者は、書面による入会申請に基づき、幹事会の承認を得て入会することができる。

2 次の各号の一に該当する者は、会員等となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準ずる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）

(会員等資格の喪失)

第6条 会員等が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、退会届に記した退会日が到来したとき
- (2) 会員等である法人又は団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 本会議が解散したとき

2 会員等資格を喪失したものは、会員等としての一切の権利を失い、既に納付した金銭その他本会議の資産に対し、何らの請求をすることができない。

(除名)

第7条 会員等が次の各号の一に該当するに至ったときは、幹事会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 入会後に第5条第2項に該当するような者と判明したとき
- (3) 本会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により、会員等を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員等に弁明の機会を与えるなければならない。

(退会)

第8条 会員等は幹事会が別に定める退会届を、退会する1ヶ月前以前に幹事会に提出して、任意に退会することができる。

(年会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 但し、幹事会で特に認める場合にはこの限りではない。

(事業負担金)

第10条 会員等は、必要に応じて別途事業負担金を負担することができる。

第3章 役員等

(種別及び定員)

第11条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 15社以内
- (5) 会計監事 2名以内

(選任)

第12条 会長、副会長、会計監事は、総会において選任する。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。
- 3 幹事長は、幹事会にて互選する。

(職務)

第13条 会長は本会議を代表し、総会を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、会長が特別の理由により本会議の会議体に出席できないときに、あらかじめ会長が指名する順位に基づき副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事長は、幹事会を統括する。
- 4 幹事は、幹事長とともに幹事会を構成し、総会及び幹事会の議決に基づいて会務を執行する。
- 5 会計監事は、本会議の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第 14 条 会長、副会長、幹事長、幹事、会計監事（以下、「役員」という。）の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(役員の報酬)

第 15 条 本会議の役員の報酬は無報酬とする。

(役員の変更)

第 16 条 役員が人事異動等により任期の途中でその役職を務められなくなった場合には、その役員の所属する組織より後任を選定し、その旨を幹事会に届け出ことにより変更できるものとする。

(顧問)

第 17 条 本会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の各号に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

(1) 地方公共団体の首長

(2) 地域経済団体の代表

(3) その他、会長が必要と認める者

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

4 顧問は、任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

(アドバイザー)

第 18 条 本会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本会議の活動に対し、その経験と知識に基づき、助言及び指導を行う。

3 アドバイザーは会長が委嘱する。

4 アドバイザーは、任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 4 章 総会

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成され、それぞれが指名する者が代行することができる。

2 賛助会員ならびに特別会員は、総会に出席することができる。但し、議決に加わることはできない。

3 幹事会より出席を求められたものについては、総会に出席することができる。但し、議決に加わることはできない。

(機能)

第 20 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 会長、副会長、会計監事の選任及び解任
- (4) 規約の制定及び変更
- (5) 本会議の解散
- (6) その他本会議の重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- 3 やむを得ない特別の事情がある場合、通常総会及び臨時総会は書面開催とすることができる。

(招集)

第 22 条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、第 21 条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、会長もしくは会長が指名した者をもって、これに充てる。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意がある場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、出席した正会員が有する議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第 26 条 正会員は、原則 1 会員につき議決権 1 を有する。

(議決権の委任)

第 27 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員数及び出席構成員数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議事録署名人に関する事項

2 議事録には議長及び議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 幹事会

(構成)

第 29 条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成され、それぞれが指名する者が代行することができる。

2 幹事長が必要と判断した場合は、特別会員及びサポーター会員、オブザーバー、個人サポーター等を参加させることができる。

(機能)

第 30 条 幹事会は、幹事長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 会員等の入会及び除名の承認
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会への付議事項の決定
- (4) 事務局の体制及び運営に関すること
- (5) 部会等の設置・廃止に関すること
- (6) 部会等事務局の選任
- (7) 総会によらない各会員等への報告
- (8) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

(議長)

第 31 条 幹事会の議長は、幹事長をもって、これに充てる。

(定足数)

第32条 幹事会は、幹事会構成員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。なお、委任状の提出があるときは、出席したものとみなす。

(議決)

第33条 幹事会の議事は、出席した幹事会構成員が有する議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 幹事会を開催するいとまのない場合は、書面による表決により、幹事会の議決に代えることができる。

第6章 部会等

(構成)

第34条 部会等は、正会員により構成され、各部会には事務局及び長を置く。

2 部会等の長は、構成員の互選により選出する。

3 部会等の取り組みにおいて、部会等の長が必要と判断した場合は、特別会員及びサポートー会員、オブザーバー、個人サポートー等を参加させることができる。

(機能)

第35条 部会等は、本会議の目的を達成するための専門的・具体的な事項の検討及び執行等を行う。

(開催)

第36条 部会等は、各部会等の長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第37条 部会等は、各部会等の長が招集する。

第7章 事務局

(設置)

第38条 本会議の運営全般を統括し、事務・会計等を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な事務局員を置く。

3 事務局は、会長会社及び副会長会社で構成され、事務局長は会長会社に属する者とする。

第8章 事務局会

(構成)

第39条 事務局会は、事務局（部会等の事務局を含む）及び各部会等の長により構成される。

2 事務局長が必要と判断した場合は、本会議の会員等を参加させることができる。

(機能)

第40条 事務局会は、次の事項を掌る。

- (1) 幹事会の補佐
- (2) 事務局及び各部会等の間の連絡調整
- (3) その他本会議の運営に関する必要事項

(開催)

第41条 事務局会は、事務局長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第42条 事務局会は、事務局長が招集する。

第9章 財務

(収入)

第43条 本会議運営のための必要な資金は、年会費、事業負担金、事業収入、行政補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(事業年度・会計年度)

第44条 本会議の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、設立初年度は2027年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第45条 本会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 本会議の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、会計監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 10 章 規約の変更、本会議の解散

(規約の変更)

第 47 条 規約を変更するときは、総会に出席した正会員の有する議決権総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 48 条 本会議を解散するときは、総会に出席した正会員の有する議決権総数の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(残余財産の処分)

第 49 条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員の有する議決権総数の 3 分の 2 以上の議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第 11 章 雜則

(秘密保持)

第 50 条 本会議の会員等は、本会議の活動に関連して直接又は間接に知り得た秘密を保持し、本会議の同意なくして、第三者に開示してはならない。

(信義則)

第 51 条 本会議の会員等は、信義に基づき誠実に活動を遂行する。

(委任)

第 52 条 この規約に定めるものの他、本会議の運営に関する重要事項は、正副会長が協議のうえ別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、2025 年 12 月 2 日から施行する。

(別紙)

■名古屋都心部の範囲（第2条）



■年会費（第9条）

会員種別	年会費（1口10万円）	備考
正会員	50万円以上	5口以上
賛助会員	10万円以上	1口以上